

1. 第四次箕面市子どもプランとは（法的位置づけ）

- ◆ 令和元年度末で計画が終了した「第三次箕面市子どもプラン」の後継計画として策定
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 上記4つの計画を「第四次箕面市子どもプラン」に位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載している。

2. 計画体系における位置づけ

- ◆ 子ども・子育て支援分野の個別計画
- ◆ 関連する以下の条例・計画等と整合性をもったものとして定めている。

・箕面市子ども条例 ・箕面市まちづくり理念条例 ・箕面市市民参加条例 ・箕面市非営利公益市民活動促進条例 ・箕面市人権宣言 ・青少年健全育成都市宣言 ・箕面市人権のまち推進基本方針	・新箕面市人権教育基本方針 ・箕面市人権保育基本方針 ・第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン） ・箕面市障害児福祉計画 ・箕面市男女協働参画推進プラン ・箕面市国際化指針 ・箕面市就労支援基本計画
--	--

3. 計画対象

- ◆ 18歳未満の者（児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条、箕面市子ども条例第2条）

4. 計画の期間

- ◆ 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年計画

5. 計画の基本理念と施策の基本方向

- ◆ 基本理念：「子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして」（箕面市子ども条例、第三次箕面市子どもプラン）
- ◆ 上記理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進
- ◆ また、4つの基本目標の実現に資する施策の基本方向として、各取組を8つの施策体系に分類し実施

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 地域コミュニティの形成
- 7 子どもの人権に関する啓発

2 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
 - 2 就学前保育・教育サービスの提供量
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
 - 4 就学前保育・教育の質の向上
- 子ども・子育て支援事業計画

3 子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備

4 子どもの遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

5 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

6 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 次代の親の育成

7 健康育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

8 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進